

【都市計画情報に関するお知らせ】

伊勢原大山インターチェンジ周辺地区は、次のとおり都市計画を変更しました。

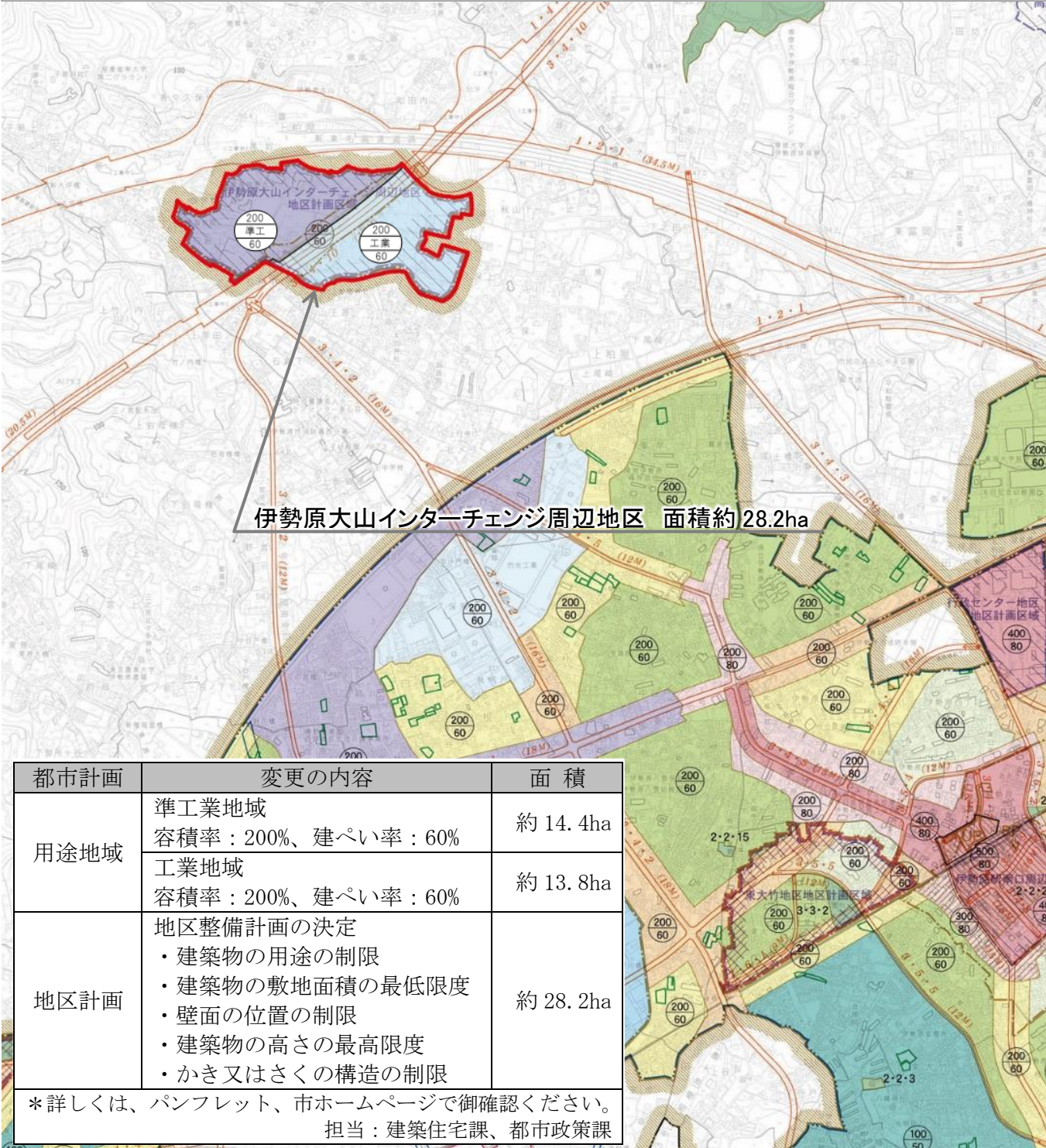
《都市計画》

用途地域の変更〔工業専用地域 200/60→準工業地域 200/60、工業地域 200/60〕
伊勢原大山インターチェンジ地区地区計画の変更〔地区整備計画の決定〕

《告 示 日》

令和 5 年 1 1 月 8 日

※なお、令和 5 年 1 2 月に伊勢原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を改正します。



都市計画	変更の内容	面積
用途地域	準工業地域 容積率：200%、建ぺい率：60%	約 14.4ha
	工業地域 容積率：200%、建ぺい率：60%	約 13.8ha
地区計画	地区整備計画の決定 ・建築物の用途の制限 ・建築物の敷地面積の最低限度 ・壁面の位置の制限 ・建築物の高さの最高限度 ・かき又はさくの構造の制限	約 28.2ha
*詳しくは、パンフレット、市ホームページで御確認ください。 担当：建築住宅課、都市政策課		